

さいたま市いじめ問題救済委員会条例をここに公布する。

令和8年 3 月 16 日

さいたま市長

清水 久人

さいたま市条例第26号

さいたま市いじめ問題救済委員会条例

(設置)

第1条 さいたま市いじめ防止対策推進条例（平成26年さいたま市条例第47号）に基づき、児童等がいじめ等による被害により権利の侵害その他の不利益を受けている場合において、当該児童等の最善の利益を主として考慮し、迅速かつ適切に救済し不利益の回復を支援するため、市長の附属機関として、さいたま市いじめ問題救済委員会（以下「救済委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ等 さいたま市いじめ防止対策推進条例第2条第1号に規定するいじめ及び同条第5号に規定する学校内における教職員、児童又は生徒による児童等の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす行為であって、いじめにつながるものをいう。
- (2) 児童等 市内に在住し、又は在学する児童又は生徒をいう。
- (3) 市の機関 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関（議会を除く。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって、法令により独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (4) 調整 助言及びあっせんをいう。

(所掌事務)

第3条 救済委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) いじめ等についての相談のうち救済に関すること。
- (2) いじめ等に関する市長からの付託があった場合又は救済委員会が不利益を受けた児童等の救済のため緊急の必要性があると認める場合に、調査、調整、勧告、要請（以下「調査等」という。）を行うこと。
- (3) 勧告及び要請の内容を公表すること。
- (4) いじめ等の防止に関する普及啓発を行うこと。

(組織)

第4条 救済委員会は、救済委員会の委員（以下「救済委員」という。）3人以内をもって組織する。

2 救済委員は、人格が高潔で、いじめ等に関し優れた識見を有し、かつ、第三者として独立性を保持し得る者のうちから、市長が委嘱する。

3 救済委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、救済委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 市長は、救済委員が心身の故障のためその職務を執行することができないと認めるとき又は職務上の義務違反その他救済委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

5 救済委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して解嘱されない。

（兼職の禁止）

第5条 救済委員は、衆議院議員、参議院議員若しくは地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 救済委員は、前項に定めるもののほか、公平かつ適切な職務の遂行に支障が生じるおそれがある職と兼ねることができない。

（救済委員の責務）

第6条 救済委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 救済委員は、関係する市の機関と連携し、職務の円滑な遂行に努めなければならない。

3 救済委員は、いじめ等に関する相談又は第9条第1項の規定による救済の申立てを行った児童等に不利益が生じないように、その職務を遂行しなければならない。

4 救済委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

5 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委員長）

第7条 救済委員会に委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、救済委員会の会務を総理し、救済委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名

する救済委員が、その職務を代理する。

(救済アドバイザー)

第8条 救済委員会に、救済委員の職務の遂行にあたり、子どもに関する専門的な見地から意見や助言等を行うため、救済アドバイザーを置くことができる。

2 救済アドバイザーは、子どもに関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 第5条及び第6条の規定は、救済アドバイザーについて準用する。

(救済の申立て)

第9条 何人も、児童等がいじめ等により権利の侵害その他の不利益を受けている場合において、市長に対し救済の申立て（以下「申立て」という。）を行うことができる。

2 市長は、申立てを受け、救済の対象となると認めるときは、その申立てに係る事項についての調査等を、救済委員会に対し速やかに付託するものとする。

(調査)

第10条 救済委員会は、前条第2項の規定による付託があった場合には、申立てに係る事項について速やかに調査を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、救済委員会は、特別の事情があると認められる場合を除き、申立てが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、調査等を行わない。

(1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案であるとき。

(2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の権利関係に関する事案であるとき。

(3) 申立ての原因となった事実が現に継続していない事案であるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、調査を行うことが明らかに適当でないとき。

3 救済委員会は、第1項に定めるもののほか、児童等が現にいじめ等による権利の侵害その他の不利益を受けており、その救済のため緊急の必要性があると認めるときは、当該権利の侵害等の事実について調査をすることができる。

4 救済委員会は、申立てが当該申立てに係るいじめ等により権利の侵害その他の不

利益を受けている児童等以外の者からなされた場合及び前項の規定による調査をする場合においては、当該児童等の同意を得て調査をしなければならない。ただし、当該児童等の同意を得ることが困難な場合は、当該児童等の年齢及び発達の程度並びに置かれている状況等を考慮し、その保護者の同意を得て、調査を行うことができる。

- 5 救済委員会は、第2項の規定により調査等を行わない場合は、その旨を理由を付して、市長に報告するとともに、申立てを行った者に速やかに通知しなければならない。

(調査の中止等)

第11条 救済委員会は、調査を開始した後においても、前条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき又はその必要がないと認めるときは、調査を一時中止し、又は打ち切ることができる。

- 2 救済委員会は、調査を一時中止し、又は打ち切ったときは、その旨を理由を付して、市長に報告するとともに、申立てを行った者及び前条第4項の同意をした者（以下「申立人等」という。）に速やかに通知しなければならない。

(市の機関に対する調査及び調整)

第12条 救済委員会は、市の機関に対し調査を開始するときは、当該機関に対し、その旨を通知するものとする。

- 2 救済委員会は、調査のため必要があると認めるときは、いじめ等による不利益からの救済を図るため必要な限度において、市の機関に対し、資料の提出及び説明を求め、又は実地調査をすることができる。
- 3 救済委員会は、調査の結果必要があると認めるときは、いじめ等による不利益からの救済を図るための調整を行うことができる。
- 4 救済委員会は、調査及び調整の結果について、市長に報告するとともに、申立人等に速やかに通知するものとする。
- 5 市の機関は、救済委員会の職務の遂行に関して、その独立性を尊重するとともに、積極的に協力しなければならない。

(市の機関以外の者に対する調査及び調整)

第13条 救済委員会は、調査のため必要があると認めるときは、いじめ等による不

利益からの救済を図るため必要な限度において、市の機関以外の者に対し、資料の提出及び説明又は実地調査について協力を求めることができる。

- 2 救済委員会は、調査の結果必要があると認めるときは、いじめ等による不利益からの救済を図るための調整について協力を求めることができる。
- 3 救済委員会は、調査及び調整の結果について、市長に報告するとともに、申立人等に速やかに通知するものとする。

(市の機関に対する勧告等)

第14条 救済委員会は、必要があると認めるときは、市長に報告の上、関係する市の機関に対し、次に掲げる事項について勧告することができる。

- (1) 市の機関が自ら是正その他必要な措置を講じるよう求めること。
 - (2) 市の機関が市の機関以外の者（当該市の機関が法令に基づく監督の権限を有するものに限る。）に対し是正その他必要な措置を講じるよう求めること。
- 2 市の機関は、前項の規定による勧告を受けたときは、当該勧告を尊重しなければならない。
 - 3 救済委員会は、第1項の規定により勧告をしたときは、市の機関に対し、是正その他必要な措置の状況について、相当の期間を定めて報告を求めるものとする。
 - 4 市の機関は、前項の規定による求めがあった場合には、期間内に救済委員会に対し報告しなければならない。
 - 5 救済委員会は、第1項の規定により勧告をしたとき及び前項の規定による報告があったときは、その内容を申立人等に速やかに通知しなければならない。

(市の機関以外の者に対する要請等)

第15条 救済委員会は、市の機関以外の者が、重大ないじめ等の被害に関与していると認められる場合において、第13条第1項の資料の提出及び説明の求めに応じないとき又は同条第2項の調整にもかかわらず救済のための取組を行っていないと認められるときは、市長に報告の上、当該市の機関以外の者に対し、必要な措置を講じるよう要請することができる。

- 2 救済委員会は、前項の規定により要請をしたときは、市の機関以外の者に対し、措置の状況について、相当の期間を定めて報告を求めることができる。
- 3 市の機関以外の者は、前項の規定による求めがあった場合には、措置の状況につ

いて報告するよう努めるものとする。

(公表)

第16条 救済委員会は、第14条第1項に規定する勧告、前条第1項に規定する要請及び第14条第4項又は前条第3項の規定による報告の内容について、個人情報その他の公表することで関係者の利益を害するおそれのある情報の保護について十分に配慮し、公表することができる。

(活動状況の報告及び公表)

第17条 救済委員会は、年度ごとに活動状況について市長に報告し、公表するものとする。

(庶務)

第18条 救済委員会の庶務は、子ども未来局において処理する。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、救済委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。